

下 総 第 9 4 3 号
令和5年(2023年)6月28日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前 田 晋太郎

指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和3年12月9日付け監査報告第19号により提出のありました指定管理者監査及び随時監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

〔 産業立地・就業支援課 〕

下関市勤労福祉会館について

[指摘事項]

(1) 使用料徴収事務において、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、適正に事務処理されたい。

ア 指定管理者は、計算を誤り、下関市勤労福祉会館の設置等に関する条例で規定する使用料の額よりも多い金額を徴収していた。また、これを調整するため、当該使用者による後日の使用の際に、同条例で規定する使用料の額よりも少ない金額を徴収していた。

イ 使用料は、同条例第7条第2項本文の規定により、使用許可を受けた際に納付しなければならないとされる一方、同項ただし書きの規定により、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでないとしている。所管課は、使用者から後納についての依頼があったため、同項ただし書きを適用し、令和2年4月から毎月1か月分の使用料をまとめて翌月に徴収することとしているが、この適用に関する意思決定を、市長による決裁でなく、課長の決裁で行っていた。

ウ イに係る令和3年3月使用分について、指定管理者は、使用日（最も早い日は3月1日）までに交付しなければならない使用許可書を令和3年4月15日付けで交付していた。

エ ウに係る令和3年3月分の使用料について、指定管理者は、納入の通知として令和3年3月29日付けで請求書を発行している。この場合、正しくは、当該使用料は、令和2年度の歳入とされるどころ、指定管理者が誤って令和3年度分の払込書で金融機関へ払込みを行ったため、令和3年度歳入となっており、所管課は、これを見過ごしていた。また、当該請求書は、納入の通知において必要な、所属年度、歳入科目及び納期限の記載が不足していた。

(改善措置状況)

ア 今後は同様の事例が生じないよう、適正な徴収事務を行うよう指定管理者を指導した。

また、今後、使用料徴収金額の誤りが判明した場合は、過大に徴収した場合は使用料を還付し、過少に徴収した場合は追加徴収する必要があることから、速やかに所管課に報告をした後、適正な処理を行うよう指定管理者を指導した。

イ 使用料について、同条例第7条第2項のただし書の規定を適用する

ため、令和4年4月1日付けで市長による決裁を受けた。

ウ 監査実施後、まとめて使用許可の申請があった場合は、使用許可書を最も早い使用日までに交付するよう指定管理者を指導したが、令和4年度において、改善されていないことを7月に確認した。このため、8月からの使用については、使用日ごとに申請書を受け、許可書を交付するよう、改めて、指定管理者を指導した。

エ 請求書を発行する際は、下関市勤労福祉会館使用料徴収事務委託契約書第5条第1号に基づき、市の条例、規則等に規定する要領で適正な請求書を作成した上で、納入を通知するよう指定管理者を指導した。所管課においては、確認を徹底することとし、適正な事務処理に努める。

[指摘事項]

(2) 管内出張旅費支給事務において、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、所要の措置を講じるとともに、旅費支給事務に関し、適正に事務処理されたい。

ア 公益財団法人下関勤労福祉振興財団旅費規則において、「旅費の計算等については、条例（下関市職員等の旅費に関する条例）の例による。」としているが、私有車での旅費について、条例の規定は、令和2年4月1日から1キロメートルにつき20円と改正されているにもかかわらず、改正前の37円で計算されていた。また、路程の1キロメートル未満の端数は、切り捨てると規定されているが、切り捨てていなかった。なお、指定管理者は、例規に関して、インターネットで確認をしているとのことであり、所管課は例規改正に関する情報提供を行っていないかった。

イ 公益財団法人下関勤労福祉振興財団旅費規則では、「下関市地域外に旅行するとき」のみの旅費の額が規定されており、管内出張の場合の旅費の額の取扱いが明確に定められていなかった。

(改善措置状況)

ア 指定管理者に下関市職員等の旅費に関する条例に基づき計算するよう指導した結果、令和3年11月15日付けで旅費を再計算し、指定管理料収支を修正した旨の報告を受けた。差額分1,377円については、令和3年度雑入として、令和3年11月22日に市に戻入されたことを確認した。今後は、同様な事例が生じないように、市において例規改正等があった場合は、速やかに指定管理者に対し情報提供を行うこととする。

イ 公益財団法人下関勤労福祉振興財団旅費規則に、管内出張の場合の旅費の額の取扱いを定めるよう指導した。指定管理者は、令和4年3

月 29 日に開催された理事会での決議を経て、規則改正を行った。

[指摘事項]

- (3) 物品の管理において、基本協定書第 27 条第 1 項に基づき指定管理者に無償で貸与する別紙 1 管理物件一覧に定める備品等 (I 種) と指定管理者が貸与された備品等 (I 種) の管理台帳及び会館に存在する備品等に不整合が見受けられた。所管課及び指定管理者は、会館に存在する備品等を明らかにし、それぞれの管理台帳の整理を行い、基本協定書に基づく適正な物品管理を行われたい。

(改善措置状況)

勤労福祉会館に存在する備品等を確認した結果、基本協定書で定めている管理物件について、一部記載漏れがあることが判明した。基本協定書別紙 1 管理物件一覧の内容を変更するため、市長による決裁を経た後、令和 3 年 12 月 9 日に公益財団法人下関勤労福祉振興財団と変更協定を締結した。

[指摘事項]

- (4) 基本協定書第 31 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した業務報告書により、指定管理者は管理運営業務の内容を点検し、市へ報告することとされているが、令和 3 年度の業務報告書では、その一部の事項が記載されていなかった。報告事項について、前回 (平成 28 年度～令和 2 年度) の基本協定書から条文の内容を変更しているが、令和 3 年度からの基本協定書において必要と判断の上、追加したものと史料される。報告事項の省略に関する規定もないことから、適正な報告書を提出するよう指定管理者へ指導されたい。

(改善措置状況)

指定管理者に、基本協定書第 31 条第 1 項各号に基づいた業務報告書を提出するよう指導した。令和 3 年 11 月分の業務報告書から、基本協定書第 31 条第 1 項に基づき、提出されていることを確認した。

[指摘事項]

- (5) 所管課は、指定管理者の管理運営業務の実施状況及び経理の状況を点検し、評価をチェックシートにより行うこととしているが、事業報告書の確認において基本協定書第 30 条第 1 項のうち第 5 号、第 6 号及び第 8 号に掲げるチェックシートによる評価を行っていなかった。所管課によると、必要な場合は、ヒアリングを実施しているとのことであるが、基本協定書では所定のチェックシートによる評価を任意としておらず、チェックシートの様式の簡略化又は省略の手続もされていなかった。基本協定書及びガイドラインに基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

令和2年度事業報告書について、令和3年11月22日に、改めて第5号、第6号及び第8号に掲げるチェックシートによる評価を行った。今後は同様な事例が生じないように、基本協定書及びガイドラインに基づいた適正な事務処理を行うこととする。

[指摘事項]

- (6) 基本協定書第34条第4項の規定により、指定管理者は、施設利用者の要望を把握し、及びサービスの改善を図るため、所管課と協議の上、毎年度1回、利用者を対象とした指定管理者の管理運営業務に関するアンケート調査を実施することとしているが、令和2年度は、指定管理者による自主講座の受講者へのアンケート結果が所管課へ報告されているのみであった。指定管理者へ確認したところ、自主講座以外の施設利用者へのアンケート用紙は、窓口へ備えているが、ほとんど記入がないとのことであった。また、協議について所管課に確認したところ、指定管理者選定の際に提出されるアンケート様式の確認をもって協議としているとのことであった。利用者アンケートは、モニタリング及び今後の施設管理運営の向上のために必要な資料であるため、所管課と指定管理者は、毎年度協議の上、実施方法や様式を見直し、有効なアンケート調査が行われるよう適正な事務処理を実施されたい。

(改善措置状況)

令和4年1月13日に指定管理者とアンケートの様式や実施方法等について協議をした。また、指定管理者に対し、受付窓口で施設利用者にアンケートを積極的に配布し、回収を行う等、有効なアンケート調査を行うよう指導した。

[指摘事項]

- (7) 指定管理者及び所管課は、情報交換及び管理運営業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。所管課に確認したところ、毎月の業務報告書を受領するなど指定管理者と密接に連絡を取り合っているため、連絡調整会議は特に設置していないとのことであった。指定管理業務及び自主事業を円滑に実施するため、適正な協議の体制を整備されたい。

(改善措置状況)

令和4年3月10日に、連絡調整会議を開催し、管理運営の現状及び課題等について協議をした。今後も、基本協定書に基づき、適宜、連絡調整会議を開催する。

下関市勤労青少年ホームについて

[指摘事項]

- (1) 施設使用料の取扱いについて、下関市勤労青少年ホームの設置等に関する条例（以下「設置条例」という。）第5条第1項の勤労青少年が所属する団体が勤労青少年ホーム（以下「ホーム」という。）を利用する場合において、勤労青少年ホーム会員に係る内規（平成17年4月1日施行課長決裁文書）により、構成員の3分の1以上が会員である団体の活動に係る利用については、設置条例第7条第1項に規定する勤労青少年等の使用と同様に無料としているが、その取扱いについては設置条例の規定に照らし疑義がある。所管課は定めた内規と関係条例等との検証を行い、使用料の取扱いの適正を図られたい。

(改善措置状況)

設置条例第14条及び条例施行規則第8条に基づき、令和4年7月4日付け市長決裁文書（財政部・総合政策部の合議）において、構成員の3分の1以上が会員である団体は、その構成員の団体の活動に係る使用について、会員とみなし、使用料を無料とする旨、意思決定を行った。また、この使用料の取扱いについては、現指定管理期間の終期である令和7年度までに、ホームの集約化の調整を図るとともに、見直すものとするを同決裁文書に明文化した。

[指摘事項]

- (2) ホームの管理運営業務のモニタリングについて、以下の事項が見受けられた。所管課及び指定管理者は、基本協定書及びガイドラインに基づき適正に処理されたい。

ア 所管課は、指定管理者の管理運営業務の実施状況及び経理の状況を点検し、評価をチェックシートより行うこととしているが、事業報告書の確認において基本協定書第30条第1項のうち第5号、第6号及び第8号に掲げるチェックシートによる評価を行っていなかった。所管課によると、必要な場合はヒアリングを行っているとのことであったが、基本協定書では所定のチェックシートによる評価を任意としておらず、チェックシートの様式の簡略化又は省略の手続きもされていなかった。

イ 指定管理者は、施設の管理運営を適正に実施するため、自らの管理運営業務の実施状況を点検し、及びその管理運営業務の評価を行わなければならないが、これを行っていなかった。また、所管課もこのことを把握していなかった。

(改善措置状況)

ア 令和2年度事業報告書について、令和3年11月22日に、改めて

第5号、第6号及び第8号に掲げるチェックシートによる評価を行った。

今後は同様な事例が生じないように、基本協定書及びガイドラインに基づいた適正な事務処理を行うこととする。

イ 指定管理者に自らが管理運營業務の実施状況を点検し、その管理運營業務の評価を行うよう指導した。指導後、令和3年4月分から遡り、点検、評価を行っていることを確認した。

[指摘事項]

- (3) 所管課及び指定管理者は、情報交換や業務の調整を図る連絡調整会議を設置しておらず、会議を開催していなかった。所管課に確認したところ、毎月の業務報告書を受領するなど指定管理者と密接に連絡を取り合っているため、連絡調整会議は特に設置していないとのことであった。指定管理業務及び自主事業を円滑に実施するため、適正な協議の体制を整備されたい。

(改善措置状況)

令和4年3月10日に、連絡調整会議を開催し、管理運営の現状及び課題等について協議した。今後も、基本協定書に基づき、適宜、連絡調整会議を開催する。

[指摘事項]

- (4) 物品の管理において、指定管理者に無償で貸与する基本協定書別紙1管理物件一覧に定める備品等（I種）と指定管理者が貸与された備品等（I種）の管理台帳及びホームに存在する備品等に不整合が見受けられた。所管課及び指定管理者は、ホームに存在する備品等を明らかにしそれぞれの管理台帳の整理を行い、基本協定書に基づく適正な物品管理を行われたい。

(改善措置状況)

勤労青少年ホームに存在する備品等を確認した結果、基本協定書で定めている管理物件について、一部記載漏れがあることが判明した。基本協定書別紙1管理物件一覧の内容を変更するため、市長による決裁を経た後、令和3年12月9日に一般財団法人下関市公営施設管理公社と変更協定を締結した。

以上